字華ケ谷　一四二五番二　四号
一三五九番一　五号
一三六六番一　六号
一三六六番三　七号
字梛野　一三三六番一　八号
一三一七番五　九号
一三二三番一　十号

○国土交通省告示第千百六十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十五年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十二月三日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

赤倉沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と六十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

秋田県仙北市田沢湖生保内

字駒ヶ岳　二番一　一号から十一号まで、二十四号から二十八号まで及び四十号から六十八号まで

二番一〇九　十二号から二十三号まで

二番一四　二十九号から三十三号まで

二番一二　三十四号から三十九号まで

○中国地方整備局告示第百五十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から登録内容の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年十二月三日

中国地方整備局長　栗田　悟

一　登録番号

中国地方整備局長　5

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

ハウスプラス中国住宅保証株式会社

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	桂木　理江
変更後	小井　健文、志賀　志恵、野津　明子、森本　孝治、山田　紀子

(2)　変更年月日

平成二十五年十月三十一日

○中国地方整備局告示第百六十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から登録内容の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年十二月三日

中国地方整備局長　栗田　悟

一　登録番号

中国地方整備局長　4

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社広島建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	岡崎　明彦、松岡　友夫、高原　一了、長尾　博、林　憲和、柴田　直美、内田　厳希
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十五年十一月一日

○中国地方整備局告示第百六十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から登録内容の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年十二月三日

中国地方整備局長　栗田　悟

一　登録番号

中国地方整備局長　7

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

有限会社広島県東部建築確認センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	伊藤　宏樹

(2)　変更年月日

平成二十五年十一月一日

○九州地方整備局告示第二百九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月三日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
垂水市牛根麓字内庄三〇四番一から同市牛根麓字内庄三二〇番三まで	前	八・七〇～一三・一二メートル
	後	一一・四四～一五・二一メートル
(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所		

○北海道開発局告示第百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月三日から一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月三日

北海道開発局長　澤田　和宏

道路の種類及び路線名	道路の位置	縦覧場所
一般国道　二百七十三号	北海道河東郡上士幌町国有林一三四林班から同町国有林三六林班まで	北海道開発局及び同局帯広開発建設部
〃　〃	北海道河東郡上士幌町国有林三六林班から同町国有林四四林班まで	〃

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　ソフトバンクモバイル株式会社　北海道技術部部長　三ヶ木雅幸

住所　札幌市北区北九条西二丁目四番地一

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間　平成二十五年十月一日から本協定の存続する日まで